

1 ○経済産業省告示第 母

2 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成二十三年法律第百八号)

3 を実施するため、入札対象として指定をする再生可能エネルギー発電設備の区分等における入札の

4 実施に関する指針(平成二十九年経済産業省告示第百三十三号)の一路を次のように改正したものとす。回

5 法第五十九条第十七項の規定により適用する回法第五項の規定に替えて、記すもの。

6 平成二十九年 月 日 経済産業大臣 名

7 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げ

8 る規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定は改正前欄のりれど変更

9 するものを選び、このように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定は改正前欄のりれど変更するもの

第5 入札の実施等	改正前	改正後
1 入札の保証金	1 入札の保証金	1 入札の保証金
2 保証金	2 保証金	2 保証金

40 事由(以下「没収事由」という。)

41 は次の表のとおりとし、没収事由に

42 該当した場合に同条の規定に基づき

43 国庫納付すべき額(以下「没収額」

44 という。)はそれぞれ次の表のとおりとする。

45

46

47

48

49

50

51

52

53

54

55

56

57

58

59

60

61

62

63

64

65

66

67

68

69

70

71

72

73

74

75

76

77

78

保証金の種類	没収事由	没収額
1 入札の保証金	当該落札に係る再生可能エネルギー発電設備の出力又は当該設備に係る太陽電池の合計出力を20%以上減少させたこと。	全額
2 保証金	当該落札に係る再生可能エネルギー発電設備の出力又は当該設備に係る太陽電池の合計出力を20%以上減少させたこと。	全額
3 保証金	当該落札に係る再生可能エネルギー発電設備の出力又は当該設備に係る太陽電池の合計出力を20%以上減少させたこと。	全額
4 保証金	当該落札に係る再生可能エネルギー発電設備の出力又は当該設備に係る太陽電池の合計出力を20%以上減少させたこと。	全額
5 保証金	当該落札に係る再生可能エネルギー発電設備の出力又は当該設備に係る太陽電池の合計出力を20%以上減少させたこと。	全額
6 保証金	当該落札に係る再生可能エネルギー発電設備の出力又は当該設備に係る太陽電池の合計出力を20%以上減少させたこと。	全額
7 保証金	当該落札に係る再生可能エネルギー発電設備の出力又は当該設備に係る太陽電池の合計出力を20%以上減少させたこと。	全額
8 保証金	当該落札に係る再生可能エネルギー発電設備の出力又は当該設備に係る太陽電池の合計出力を20%以上減少させたこと。	全額
9 保証金	当該落札に係る再生可能エネルギー発電設備の出力又は当該設備に係る太陽電池の合計出力を20%以上減少させたこと。	全額
10 保証金	当該落札に係る再生可能エネルギー発電設備の出力又は当該設備に係る太陽電池の合計出力を20%以上減少させたこと。	全額

(4) 略

3・4 略

第7 落札者決定の取消し等

事由(以下「没収事由」という。)

は次の表のとおりとし、没収事由に

該当した場合に同条の規定に基づき

国庫納付すべき額(以下「没収額」

という。)はそれぞれ次の表のとおりとする。

保証金の種類	没収事由	没収額
1 入札の保証金	当該落札に係る再生可能エネルギー発電設備の出力又は当該設備に係る太陽電池の合計出力を20%以上減少させたこと。	全額
2 保証金	当該落札に係る再生可能エネルギー発電設備の出力又は当該設備に係る太陽電池の合計出力を20%以上減少させたこと。	全額
3 保証金	当該落札に係る再生可能エネルギー発電設備の出力又は当該設備に係る太陽電池の合計出力を20%以上減少させたこと。	全額
4 保証金	当該落札に係る再生可能エネルギー発電設備の出力又は当該設備に係る太陽電池の合計出力を20%以上減少させたこと。	全額
5 保証金	当該落札に係る再生可能エネルギー発電設備の出力又は当該設備に係る太陽電池の合計出力を20%以上減少させたこと。	全額
6 保証金	当該落札に係る再生可能エネルギー発電設備の出力又は当該設備に係る太陽電池の合計出力を20%以上減少させたこと。	全額
7 保証金	当該落札に係る再生可能エネルギー発電設備の出力又は当該設備に係る太陽電池の合計出力を20%以上減少させたこと。	全額
8 保証金	当該落札に係る再生可能エネルギー発電設備の出力又は当該設備に係る太陽電池の合計出力を20%以上減少させたこと。	全額
9 保証金	当該落札に係る再生可能エネルギー発電設備の出力又は当該設備に係る太陽電池の合計出力を20%以上減少させたこと。	全額
10 保証金	当該落札に係る再生可能エネルギー発電設備の出力又は当該設備に係る太陽電池の合計出力を20%以上減少させたこと。	全額

(4) 略

3・4 略

第7 落札者決定の取消し等

<p>1 落札者決定の取消し事由</p> <p>落札に係る再生可能エネルギー発電設備に係る認定事業者が、次に掲げるいずれかの事由に該当すると認められるときは、当該落札者に係る落札者決定を取り消すこととする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 落札に係る再生可能エネルギー発電設備の出力又は当該設備に係る太陽電池の合計出力を20%以上減少させたこと。</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) <u>落札に係る再生可能エネルギー発電設備の太陽電池の合計出力を3kW以上増加させたこと。</u></p> <p>(5)・(6) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>1 落札者決定の取消し事由</p> <p>落札に係る再生可能エネルギー発電設備に係る認定事業者が、次に掲げるいずれかの事由に該当すると認められるときは、当該落札者に係る落札者決定を取り消すこととする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 落札に係る再生可能エネルギー発電設備の<u>出力</u>を20%以上減少させたこと。</p> <p>(3) [略]</p> <p>[新設]</p> <p>(4)・(5) [略]</p> <p>2 [略]</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

附 則

この告示は、公布の日から施行する。